

非常変災時における非常措置について

1. 暴風警報における措置（県下一斉に臨時休業）

(1) テレビで、午前7時において滋賀県甲賀地域下に「**暴風を含む警報**」及び「**特別警報**」が発令されている場合

- ① 臨時休業 「暴風警報・特別警報の発令と同時に、臨時休業となります。」
 - ・原則として、学校からの連絡はいたしません。
 - ・暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合は、ただちに県下一斉臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
- ② 授業時間の繰り上げ
 - ・登校後にあつて暴風警報が発令された場合、授業時間を繰り上げて下校させることがあります。
 - ・状況に応じて、保護者の皆様に児童のお迎えをお願いする場合があります。
「貴生小メール」には必ずご登録をお願いします。（登録されない方は、お知り合いの方と連絡を取り合ってください。）

2. その他の警報等における措置（学校独自で決定）

(1) 児童の安全確保が危ぶまれるために、本校独自で「臨時休業とする」「授業開始時刻を遅らせる」「授業時間を繰り上げる」などの措置をとる場合があります。

- ① 暴風警報等が必至と判断される場合
- ② 暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合

(2) 本校独自で上記の措置をとる場合は、貴生小メールより連絡させていただきます。
(状況に応じて、保護者の皆様に児童のお迎えをお願いする場合があります。)

3. ご家庭での安全指導について

- (1) 強風や大雨の際の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。また、警報・注意報が解除されたり、雨や風が止んだりした後にも、河川の増水や崖崩れ等の危険が残ります。危険防止について地域や児童の実態に即した適切な注意や助言を与えてください。
- (2) 警報・注意報等の悪天候の時、児童が遅刻・早退をする場合は、安全確認のため、平常以上に連絡を密にできるようにしてください。

4. お願い

- ① 臨時休業等についての学校・関係機関への電話による問い合わせは原則としてご遠慮ください。
- ② 通学路等、危険箇所が発生したり、事故に遭ったりした場合は、速やかにご連絡ください。
- ③ 大地震等の変災時にも、緊急の対応を要しますのでよろしくをお願いします。
- ④ 下校時間の繰り上げが予想される場合は、児童が確実に帰宅できるよう配慮をお願いします。